

司法書士法教育ネットワーク第9回定時総会・記念研究会

「なぜ、法教育の取り組みが求められているのか」 (4-2)

2017年6月25日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小澤吉徳氏 日本司法書士会連合会副会長 法と教育学会理事
石井寛昭氏 全国青年司法書士協議会人権擁護委員会
河村新吾氏 広島市立舟入高等学校教諭(公民科) 法と教育学会理事
進行役： 小関香苗氏 日本司法書士会連合会法教育推進委員会前委員長

(2)

小関

続きまして全国青年司法書士会評議会の人権擁護委員会の石井寛昭さんから法教育に取り組むやりがいと意義ー社会的養護の実践を通してというテーマでお話をいただきます。よろしくお願ひします。

● 活動報告「法教育に取り組む楽しさーやりがいと意義ー」

[配付資料：法教育に取り組むやりがいと意義](#)

石井

みなさん、こんにちは。よろしくお願ひします。

今日、主にお話をさせていただきますのは、全国青年司法書士協議会という団体が平成17年から全国の児童養護施設に出かけて開催している法律教室についてです。私、司法書士試験合格が平成14年でして、青年会(注：全国青年司法書士協議会)の活動にはいったのが平成16年頃で、ようやく、なにか物が見えてきたかなというときにですね、千葉の司法書士の伊見真希さんという方に声をかけられまして。司法書士はなかなか子どもと関わる機会が少ないので、私、ちょっと子どもの権利擁護をやりたい。特に、児童養護施設で暮らしている子どもたちは、きっと困っていることとかいっぱいあるし言いたいことあるはずだから繋がりを持ちたいんだと。で、ただ待っているだけではなかなか繋がりが持てないので、法教育、法律教室等であれば我々実績もあるし、開催案内を石井が出してくればあとは私が引き継ぐから、というふうに言われたんですね。わかりましたと。私は、伊見さんのことをとても尊敬をしておりましたので、それくらいだったらやりますと。で、全国に約600か所、児童養護施設があるんですが、その住所を全部調べてですね、すべての児童養護施設に法律教室の開催案内を送らせていただきました。で、なんだか胡散臭い団体ですし、まあ言わば怪文書です(会場笑)。無料の法律教室を開きますよと怪文書を送ったところで(申込が)来るわけないだろうと思っていたんですが。1年目からですね、約20施設。全国各地からですよ、法律教室を開催してほしい、こういう機会を待っていたんですと言うような回答が来たんですね。私は伊見さんに、君は送ってもらうだけでいいんだと、アンケートを送ってくれるだけでいいから、あとは私がやるからというふうに言われていたので、「どうしましょう、20施設来ちゃいました、どうやって行くんですか？」って聞いたらですね、「おめでとう！今日から君が担当者だって」(会場笑)。僕、その年ちょうど開業する年で、まだ近くの金融機関に挨拶も出していないのに時間ないんですけどって言ったんですけど、まったく聞く耳を持たない方で(会場笑)。1回か2回はですね、付き合いで来てくれたんですけど、そのあとずっと放置(会場笑)。もうそれはずっと悩みながら法律教室を続けてきたんですけども。

やっぱり続けてこれたっていうのにはそれなりの理由がありまして。法律教室開催をしながらでも本当にやりがいを感じていますし、楽しいなと思うこともあります。もちろん、毎回、毎回、本当はこうすべきだったんじゃないのかなというような、悩みつつ続けさせていただいているんですが。そういったところも、今日、児童養護施設での法律教室の実践を通して、お伝えをしていきたいというふうに思っ

ています。

今は、おかげさまで、全国各地の青年司法書士会の皆さんが独自に児童養護施設にお手紙を送っていただいたり、実際に開催をしていただいているので、さすがに私も、昔のように稚内とか法律教室に行くことも少なくなってきましたんですが。今でも毎年法律教室の開催案内を送っています。たいがいですね、施設から多いオファーとしてはやはり消費者教育。子どもたちが18歳を過ぎて社会に出た時に、何か困った時があったときには助けを求められるように騙されないようにというようなお話をしてほしいとか、すぐに就職をする子どもたちが多いので、就職をする際に困らないような労働に関するお話ですとか、あとは男女間のDVですとかストーリーですとか、そういったお話、あとは直接的にですね、まあこれはあんまり受けたくはないオファーではあるんですが、子どもが犯罪を犯さないように、こういうことをしたらこんな罰があるんだよというような話をしてほしいとか、いろいろなオファーがあります。

これから、児童養護施設に暮らしている子どもたちはこういうふうに困っているというようなお話をしていくんですが。（注：以下、資料1頁）まず、我々が伝えたいと思っているのは、我々自身を身近な存在として感じてほしいというところです。もともと、何らかの理由があって親元で暮らせない、大人を頼っていいものなんだろうか敵なんだろうかっていうふうに悩みつつ生活をされている子どもたちなので、胡散臭いけれどもたまには信頼できそうな大人もいるよというようなことをお話させていただいています。あとはなかなか全然失敗をしないでこれから生きていこうというのは難しいことだから、頼ることも恥ずかしいことじゃないんだよ、どんどん相談してねというような話もしています。

もう一つ、開催案内には記載されていない目的もあります。我々としては、消費者教育もちろん重要ではありますがメインではあるんですが、権利についても伝えたいなというふうに思って活動をしています。子どもが、子どもらしく育つのは特別な権利だというふうに私自身思っていますし、ただ保護されるだけの客体ではなくて子ども自身が主体者なんだっていうようなことを是非伝えたくて、だからこそ今ある生活環境にしても将来のことにしても、自分で意見が言えて自分で何か物事を決められる、そういう権利もあるんだよというようなことを伝えたいというふうに思っています。ただ、なかなかそれをストレートに伝えるのは難しい事情もあります。なぜなら、児童養護施設で暮らしている子どもたちはそもそも、そこに至るまでの経緯でいろいろなつらい経験をされていますし、施設で生活をしていく中では様々な制限があって、そもそも子どもの権利、本来保障されていなければいけない権利が、いろいろな予算の都合とか他人の都合とかで制限をされています。権利が制限されたり奪われたりしている皆さんに、「皆さんには権利がありますよ」という単に言葉だけで伝えても、そんなわけないだろうと、だって俺奪われてきちゃってる、っていうふうに言われてなかなか伝えきれてない。それをどういうふうにまず伝えていったらいいのかなというところでいつも悩んでいます。

で、そもそも論なんですが、国連では、1989年に子どもの権利条約というものが採択され、日本は、1994年には批准をしておりますので、子どもが子どもらしく生きる権利、育つ権利は国が保障をすることが国の責務になっているという前提があります。で、具体的にですね、何が子どもの権利条約の中で書かれているかですが、まず差別を受けない。単に生きるだけではなく発達する権利も保障されなければいけない。自分の周りのことに関して自分で意見を言う権利を保障しましょう。お父さんお母さんに対する援助であったり、そこで生活できないのであれば別の生活する場をちゃんと確保されなければいけない。相当な生活水準、それから教育を受ける権利、休息・余暇・文化的な生活をする権利、これらの権利すべてが国の責務として保障されなければいけないというのが前提です。ではその前提をもとに、現在の社会的養護、児童養護施設を含む社会的養護の状況はどうなのかというところで

すが。そもそも社会的養護とは、児童養護施設を含む親もとで生活を出来ない子どもたちが社会で育ちを保障しようという制度の総称になります。現在、日本では、4万6千人以上の子どもたちが児童養護施設等の制度を使って生活をしています。中でも、日本は里親の家庭で養育をする率というのが大変低いので、かなりの高い確率で児童養護施設という小規模、大規模の違いはありますが、集団の中で生活をしています。

(注：以下、資料2頁) 児童養護施設は、2歳から18歳までの子どもたちが原則生活をしているところですが、2歳よりも前であれば乳児院というところに入って、長い子どもだとほとんどに0歳から18歳、特例があれば20歳までずっと集団の中で生活することになります。我々法律教室で呼ばれることがあるんですが、たいがい、小規模の施設さんから声が掛けられることが多くて、法律教室を開く際には5名～15名とか、多くても30名ぐらいのところでは法律教室をさせていただく機会が多いというふうに感じています。児童養護施設は、常に満杯です。児童養護施設に入る前に児童相談所に相談があるんですが、そこでの虐待に関する相談件数、これ平成25年度のデータですが7万3千件以上。10年前の相談件数に比べると2倍以上の虐待に関する相談が寄せられています。確かに、その相談件数は数字上すごい2倍以上の数字になっていますが、これは過去にじゃあ虐待がなかったのかということも言えず、最近ではニュース等で虐待のニュースが流れるので虐待通報等の件数が増えたので、相談件数自体も増えているのではないかと分析もあります。児童養護施設で暮らしている子どもたちの半数を超える人は何らかの虐待を経験していると、厚労省のデータではでてます。ただ、実際にはそのデータ以上の割合で虐待を経験しているように感じるのが法律教室等に行くときです。そもそも厚労省の「半数以上が虐待経験がある」というデータは「主な入所理由」が虐待の場合のデータであって、例えば経済的困窮というのが主な理由であっても、その2番目の理由として虐待等があれば、それは虐待というふうにかウントされないという事情もありますので、それを含めると、ほぼほぼ全員が何らかの虐待を経験して施設で生活をしているのではないかと私は個人的に思いますし、施設の職員さんとかに聞いてもそういう感想を述べられております。当然ながらつらい経験をすれば様々なトラウマを抱えることになりまして、そのトラウマを解消するためには手厚い支援がされなければいけません。

平成22年、私は日本司法書士会連合会の人権擁護委員会委員長をしていたのですが、その時にですね、高校生の生の声を聞きたいと、私、後先をあまり考えない、私の周りの人たちもあまり後先を考えない人たちなので、全国すべての児童養護施設の高校生に、皆さんの声を聞かせてほしいということでアンケートを送りました。そこには、過去のこと現在のこと未来のこと、何でもいから意見を言ってくれませんか、ということをお願いをしました。今でもそうだと思うんですが、施設で暮らす高校生は約3千人から4千人ぐらいいますが、日司連に返ってきたアンケートでは、なんと総数1千件を超えるアンケートが高校生から返ってきました。アンケートは職員さんから高校生に渡してもらいましたが、その回答は封をして返して、職員さんが見えないように返してくださいというような形で、このアンケートは返ってきたんですね。そのアンケートについて、記憶をしている限りのものをご紹介します。と思います。

まず、児童養護施設に入る前に何か覚えていることはとか、何か言いたいことはというような質問への高校生からの回答です。

そもそも、児童養護施設に入る前にあまり説明がされていない。小さい頃に保護された子ほど、自分は何でここにいるのかというような説明が、なされていないケースが多いです。つまり根っこのところで不安定な部分がある高校生が多くいるところも事実だと思います。もちろん施設によってはちゃんとケアを徐々に徐々に、出生の時にどれだけあなたが看護師さんにかわいがられて皆さんこういう苦し

い状況をこうやって生きてきたんだよという話をしながらですね、ようやく自分の背景を作り上げる子どもたちもいますが、そうでない子どもたちも多くいるというのも現実です。じゃあ、虐待をしてしまうのはすべて親の責任かということ、実際問題皆さんも相談を受けていて実感されていると思いますが、そんなことは全くありません。そもそも親自体が経済的な困窮があったり社会的な孤立状況にあって心理的にも不安な状況に追い込まれているという現実があります。だからといって虐待が許されるということではありませんが、親一人の責任かということそうではないだろうなというふうに私は思います。

精神疾患の親御さんだったり、自分自身も虐待の経験をされている方だったりですね、複雑な過去を構成している家族の方が多いただろうと。でもそれがなんか一昔前に豊かな社会の心の問題といわれていたこともありましたが、そんなことは絶対にないだろうなというふうに思います。

僕が施設をいろいろ回らせていただいたときに、本当にこの家庭は経済的な問題だけなんです、ここを解決すれば子どもは家に帰れるんです、というような話をしている職員さん、施設長さんいらっしゃいましたので、そういったところでもですね、ちょっと法教育とは別の話かもしれませんが関わっていけるだろうなというふうにも思います。

施設というような、なんか我々と違う生活なんじゃないかって言うようなことをイメージされるかもしれませんが、それは全く誤解で、寝泊まりは確かに皆さんでされていますが、そこから地域の学校に通われて普通に友達と遊んで夕方には施設に帰ってきて食事をして休まれるというような生活をされていますし。これも施設間格差もありますが、一人部屋の施設もあれば、8畳ぐらいのところに三段ベッドが2つぐらいあって6人部屋みたいなところもあります。一概にどのような生活をしているかというとこれは言い切れませんが。様々な年齢の子どもたちがある程度の単位の集団生活をされているので、例えば、幼児さん、小さいお子さんからしてみたら、上のお兄さんお姉さんたちが荒れていると、近くで食事中にけんかをしたり、汚い乱暴な言葉をはいている場面に遭遇することもあります。逆に、中高生からしたら、自分は勉強したいのに小さい子がわーわーわーわー話をされている中で、なかなか自分の思うどおりな勉強をしたりする環境にないっていうような意見も寄せられてもいます。あとは職員さん、とてもとても情熱的な職員さんが多い中で、制度的に職員さんの人数が限られているので一人一人の子どもの訴えを聞いたたり、十分に受け答えをするというような余裕がない施設さんが多いのも事実です。で、そんななかですね、自分の話を聞いてもらえないだとかいろんな不満を述べる中高生たちもいます。

(注：以下、資料3頁) 集団生活なので、その集団をなんとか維持しなければいけないということで、ルールがどこの施設にもあります。ただ、このルールはどうなんだろうっていう変わったルールが見受けられます。例えば、高校生でも門限が18時で「ちょっと早いんじゃないですかね」って僕、施設に聞いたらですね、「なにをおっしゃいますやら、うちの施設は家庭的な雰囲気を維持するために食事はみんな一緒に揃ってするんです、だから18時厳守なんです。」と。驚くことにですね、1分1秒たりとも遅れると食事が抜きになります。えっ、育ち盛りの人から食事を抜くんですか。当然ながら、夕方のアルバイトも出来ません。ちなみにですね、児童養護施設の子どもたちは18歳で出ることになるので、通常ですね、なるべく100万円ぐらいの預貯金を目指して自立に向けて貯めることをさせる施設さんが多いです。ですので、アルバイトも重要な社会経験を積む機会であるとお金を貯めなければいけない、そういう事情があるのにこういう施設では当然出来ません。じゃあそういうときどうするかっていうとお小遣い、中学生は3千円のお小遣い。これを将来に向けての貯金に回します。しかも、子どもの意見は聞かずに強制的に貯蓄していくというような施設もありました。すいません、私ですね、個人的な

感情が入ってしまうので、なんか悪いように悪いように説明してるというふうに見受けられる思われる方がいらっしやるかもしれませんが、もちろんいい施設もたくさんあります。ただ、こういう意見があったというのも事実です。

このルールに関する高校生の意見には、園長の機嫌次第で外出できるかが決まるとか、職員会議で決まったことを子どもの意見を聞かずにきまりにしたりして子どもにやらせるけど、もっと子どもの意見を聞いてきまり等を決めてほしいといったものがありました。当たり前ですよ。しかも園長の機嫌で外出できないという、たぶん理解できない方もいらっしやるかと思うんですが。僕は、実際に高校生から聞いた話で、外出は確かに許可制で、日曜日とかも普通に遊びに行きたいですし、別に遊びに行くことになんの問題があるのかとも思うんですが本当に許可制で、例えば園長が午前中なんらかの会議でいないと外出できないそうなんです。あり得ないルールが存在しているところもあります。アルバイトが平日できない、お風呂が冬に2日1回ですごくつらいとか。なぜいけないんですかね、お風呂に入ること。

たまたまですね、別の地域の児童養護施設の高校生の集まりに参加をした時にも、やはりお風呂が2日に1回というところがあったんですが、そこは夏場でも2日に1回。部活、普通に行きます、汗かきます。どうしてるのって聞いたら、屋上でホースで体を洗っていると。それも男性も女性もです。もはや施設が虐待をしてるんじゃないのかなというようなレベルなんです。それも施設長の意向ということを書いていました。でもですね、高校生自体は、このルールをおかしいというふうに思っている人はあまり多くありません。それは、自分たちの生活の範囲だけみると、みんながそうだから。でも僕、県内のいろんな施設の高校生たちが集まる合宿に3日間参加をさせていただいて、そのうちの1コマを法律教室で、というようなことで3時間ぐらい枠をもらった時がありまして。その時は会場までバスで移動したのですが、バスに乗っている時から別々の施設の人同士わざと座席を並んで話をしだしたんですけれども、当初はなんとなく初めて会う人達同士ですから会話もなかなか弾まないんですけれども。大概ですね、「君のところの施設は門限何時？」とか、「うち6時」「えー、うち10時だけ」とか、「あれ？アルバイトできるの？うち出来ないよ」とか、なんで同じ施設で暮らしてる子どもなのにどうしてこんなに違いがあるのって言うような話を普通にしていたんですね。僕、その時は、誰も信じてくれないんですけど、いろいろ子どもの法律教室をする時に笑いをとるのが大好きで。いろんなネタを仕込んで今日はこれをやろうというふうに意気込んで行ってたんですけど、その会話を聞いた時にですね、今日はこれだと。ルールに関する話し合いをしようというふうに思いました。

で、いいな、羨ましいで終わらせてはいけないなと思ったんですね。せっかく高校生同士がそういう気づきをして、このルールおかしい、こういう決められ方おかしいと思っている中で、どうしたらこのルールを変えられるんだっていう、せっかく考えるいい機会じゃないかと。で、おかしいことはおかしいんだと言ってもいいというところをですね、是非気づいてほしいと思ひまして。そのおかしいルールを言い合うだけじゃなくて、どうやったら、あ、どうしてこのルールはおかしいんだろう、例えば、規則が18時でアルバイトできない、でも僕ら将来に向かってお金貯めなきゃいけないじゃん、何でそこ制限する権利が大人にあるんだよっていうようなところを子どもの主張、対、付き添いで来てくださった職員さん。その職員さんたちは理解があるからそういう合宿に付き添って来ていただいているんで、まあそうだよって本当は言いたいんですけど、これこれこういう理由で大人はこのルールを作っているんだよというような、模擬裁判みたいなことをやりまして。どうしたら、どうしてなんだろうというような話し合いをしたことがありました。で、やっぱりそこでの結論は、大人だけで子どもの意見を聞かないでルールを決めるのはおかしいよ。だからこれ実際に言っていこうっていうことで、施設の施設長に直談

判までさせていただいたこともありました。

あとは、携帯ですね、携帯を使う使わない使わせないというような施設があるんですけども、それもやっぱりおかしいでしょうと。だってみんな普通に高校生持っているよ。他の子持っているのになぜ僕持てないの。じゃあどうしたら持てるだろう。アルバイトこのぐらいやって、このぐらいの使用料でおさめるからは是非携帯を使わせてほしいというようなことを、高校生みんなで言いに行き、職員さんを通じてですね、話して実際に携帯を持てるようになった施設もあります。そこには理解ある職員さんのアシスト、ちゃんと伝えるからねっていうようなところもありました。

で、第三者がそこにいることの意義というところなんですけど、例えばですね、私この話をどこかの別の方向にリードしようなんていうことは一切やらなかったんですけど、この話とは別にですね、児童養護施設に入る子どもたちって「権利ノート」っていうのをみんなもらって入るんですね。みんなにはこういう差別されない権利、教育を受ける権利、意見を言う権利があるんだよっていう「権利ノート」というものを施設に入るときに必ず渡されます。その「権利ノート」を変えたいんだっていう職員さんがいらっしやったんです。どう変えたいんですかって聞いたら、これは権利ばかり載っていると。権利ばかり載せているとなんか子どもたちが権利権利って言って他人の権利を尊重しなくなる。だから義務を載せたい。義務を載せたいんだと。義務を守るから権利があるんだよということを言いたいんだってその職員さんは言ったんですけど、僕らからしたらとんでもない。権利をそもそも保障されていないんだから、それを保障するっていう大人の責任を記している「権利ノート」になんで子どもが守らなければいけない義務を載せるんですかっていうような話し合いをしまして。そこは、そうですかということで、やはり「権利ノート」でいきましょうということになったんですけども。もともと、その職員さんも子どものことを思っていないわけじゃなくて、社会に出てもルールを守れないような子どもに育てほしくないという視点からそういう提案をされたんでしょうけれども、同じようなゴールに向かっていく中でも第三者である法律家と直接対応されている職員さんとの考え方が違うようなこともあってですね、そういうところに我々が法律教室を通して入りこんでいる意義もあるのかなと、そういうふうに考えます。

すいません、早口になってきていますが。子ども達は施設を出た後も、様々な苦労、苦難が待ち構えています。大学や専門学校の進学率は24%。これでも高くなった方なんですけど、他の高校生全体では71.2%。たぶん今、これ以上の進学率になっていると思うんですが、明らかに差があります。理由としては、経済的な面、親の支援を受けられない以上、奨学金ですとかすぐお金だとか考えないといけないので当然進学できる確率は下がってしまいますし、進学しても、4年間学費をなかなか稼ぎ続けるっていうのは大変なことですので、かなりの率で中退率があります。しかも、職員さんも日々の生活でたくさん時間を費やされるので奨学金等の制度に関する知識も施設ごとに差がある。様々な理由があって、進学が制限されているというようなこともあります。就業するにしても、確かに成人年齢を引き下げれば問題はなくなるというような視点もありますが、現状では、18歳から20歳までの2年間、施設にいる間は施設長が親権代行者として権利を行使できますが、施設を出た後は親権者は不在です。生きていたとしても連絡を取ったことがない親、虐待をしてきた親に何かをしてもらうというのはほぼほぼ不可能です。しかも、そうすれば当然就職先が狭まります。就職できたとしても寮付きの就職先を探さなければいけないなどして離職率は上がってきます。ところが離職してしまえば、戻る先がありません。後ろ盾がないまま苦しい生活をしなければいけない現実があります。また、知的な障害がある特別支援学校等に通っているお子さんたちも20%~30%いるので、施設を出た後の支援というのがものすごい課題が残っています。

で、高校生のアンケートには進学のこと、施設を出た後のことへの不安の声もあ

りました。みなさんたくさん不安を持って施設を出て行きます。じゃあ、施設を出て順調に生活していればいいですけども、その順調に生活できなかった場合の逃げ場というか少し段階を置く場はないのかというと、あります。（注：以下、資料3頁～4頁）自立援助ホームというところがあるにはありますが、ここは様々な困難を経験した人がようやくここにたどり着ける場ではあるんですが、実は福祉外のような施設で。そもそも、働くことができる人しか、ここは利用できません、ここで生活をして働いて寮費を払わなければここは生活できないんです。しかも、次の自立のために貯蓄をしていかなければいけない。そもそも数が少ないから利用できないという現実があります。最初の方に私、0歳から入ってる人もいるというふうに申し上げましたが、当然、長い間虐待を受け続けて15歳ぐらいで保護される子もいます。その子の心のケアをするには3年とか1年とか短い期間しかありません、18歳で出なければいけないからです。ところがその次の行き先がないんです。1年、2年で心のケアなんかできるわけありません。ところが、制度上、そういったものがないので、18歳になったから、ハイ、大人だから出て行ってください、というのが現実です。で、当然お金がなければ病院にも行けません。で、働けない子どもは生活保護を利用するしか方法がなくなります。社会的養護の貧困のしわ寄せが何の責任のない子どもに来ているという現実があります。

ではそれを踏まえてですね、我々司法書士に何が出来るのか。今回、法教育がテーマですので、是非法教育を通して繋がっていきたい、権利を伝えていききたいというふうに思います。最初に言った通り、権利を奪われている人に権利を伝えるということは相当難しいですが、我々には実務を通して一つ一つの事例を権利を回復してきたという経験が話すことができます。それをわかりやすく伝えていけば、少なくとも近い将来何かがあった時の不安に、失敗をしてもいいんだよ、権利は回復できるんだっていうことを伝えることができます。それは大きな一歩だと思えますし、そもそも、助けて下さいっていう手を挙げることって相当難しいです。信頼できる人がいて自分の権利を回復していいんだと、私、別に生きていちゃいけない存在じゃない、生きていていいんだっていうようなことをわかってもらって手を挙げてもらうというのは本当に大切なことだと思います。この法律教室で毎年呼んでいただけたところ、1年に2～3回呼んでくれるところもありますが、ほとんど年に1回です。しかも、呼んでもらえるとしてももしかしたら、次は3年後かもしれないです。高校生がひと順繰りするぐらいにっていうようなこともあります。ですので、たった1回の機会であっても、あらゆる手段を使って、何らかの印象を持ってもらいたいというふうに思っただけ僕はなんか、なんか印象を持ってもらえようことを考えていつも法律教室をしています。

で、家庭支援ですね、完璧に親との関係を断ち切るというのはなかなかそう簡単ではないので、施設に入った後でも入る前であっても家族支援、家庭支援をしていくことはとても重要なことだというふうに思っていますし、顔の見える存在になって、我々は相談対応できるんだというように施設職員さん、支援者の方にも覚えてもらっていきようなことに関わっていければなというふうにも思っています。

さらに早口で繰り返してきましたが、つなげ、つながる存在になる、ということで。僕も平成17年からずっと何の研究もせずに、法教育の場で、好き勝手なことをやらせていただいた結果ですね、自然に、つながりができるようになりました。施設の職員さん、あと民間支援をされている方、シェルターを運営されている方とか、あとは病院関係者とか学校の先生とかいろいろなつながりが出来るようになったので、いろんな様々な相談を受けます。様々な経験をした若者が妊娠し、寮生活をされていたんですけども仕事上のトラブルから寮で生活できない、でお金もない、居場所もないから、妊娠産まれ月だったのに1回も検診を受けてないという状態で。施設ともあまり関係がよくなかったので学校の先生に相談をされた。で、学

校からこれは大変なことだってことで、今、生徒が夜の7時とかに来てるんです、ちょっと相談に来てくれっていうふうに言われたんで、その時間帯から相談をして、もう電話かけまくって看護師さんとか保健師さんとか、明日どこの病院にただで診に行ってもらえるところないとかいろいろ相談をして、法的な相談ももちろんしますけれども、いろいろな関わりから地域の中でその対応をできる。これも法教育がきっかけでこういう関係が成り立ったものだと思いますし、自分一人では対応できないような深刻な相談に対しても、決して一人で解決するのではなくて、そのいろんな関係者と、やっていけることで何とかできる。僕は、これは本当にやりがいがあることなんだろうなというふうに考えています。

で、最後にですね、高校生から大人の人に何かメッセージはないですかというようなことを聞いたところでおっしゃられた言葉で、なかなか大人の人を信じることができなかったけれども、今は信じることができる。アルバイト先の人たちも将来のアドバイスや心配をしてくれます。施設の担当者も私のために必死にやってくれてる、前までは自分は一人だと思っていたが、今はたくさんの方が支えてくれていることに、ありがたいの気持ちを伝えたい。是非、子どもの話を聞いてあげてくださいというものがありません。つまるどころですね、もはや大人が本気を見せる。子どもに対して、大人がどれだけ本気を見せられるかというところが、僕は勝負なんだろうなと思います。法教育という貴重な機会をもって、我々ができることを真剣に遂げる、やり遂げられること、子どもたちに伝えていくということは本当にやりがいがある、楽しい一面もあると思います。より多くの皆さんで関わっていかないと、とてもとても対応できる場所ではありませんが、是非、一緒に、これからも関わらせていただきたいなというふうに思っています。すみません、大変早口になってしまいましたが、私の話はこれで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。（会場拍手）

小関

ありがとうございました。

===休憩時間／質問票回収開始===

(4-3につづく)